

第12号様式（第6条関係）



令和 7 年 4 月 30 日

那覇市議会議長

野原 嘉孝 様

議員名 普久原 朝日



令和 6 年度政務活動費収支報告について

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

令和 6 年 4 月分 ～ 令和 7 年 3 月分

令和6年度政務活動費収支報告書

議員名 普久原 朝日

1 収 入

政務活動費

1,080,000円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	74,278円	
研 修 費	0円	
広 報 費	0円	
広 聴 費	0円	
要 請・陳 情 活 動 費	0円	
会 議 費	0円	
資 料 作 成 費	32,148円	
資 料 購 入 費	66,416円	
人 件 費	0円	
事 務 所 費	919,465円	
合 計	1,092,307円	

3 残 額

0円 (12,307円)

令和6年度 会計明細

議員名 普久原 朝日

	経費種類	集計(単位:円)
調査研究費	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】	¥ 13,115
	交通費 駐車料金 【1】	¥ -
	交通費 タクシー料金、車両借り上げ料(用務内容及び乗車区間記載) 【1】	¥ -
	交通費 モノレール料金(用務内容及び乗車区間記載) 【1】	¥ -
	調査委託費 【1】	¥ -
	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	¥ 54,551
	インターネットに係る経費(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	¥ 6,612
	視察旅費(日程、出張報告書添付) 【1】	¥ -
	その他 【1】	¥ -
		¥ -
		¥ -
		¥ -
調 査 研 究 費	小計	¥ 74,278
資料作成費	資料印刷・印刷製本費(成果品の写しを添付) 【7】	¥ -
	翻訳料(成果品の写しを添付) 【7】	¥ -
	事務機器購入 【7】	¥ 20,893
	リース代等 【7】	¥ -
	事務用品等消耗品代 【7】	¥ 11,255
	その他 【7】	¥ -
		¥ -
		¥ -
資 料 作 成 費	小計	¥ 32,148
資料購入費	書籍購入費 【8】	¥ -
	新聞雑誌購読料 【8】	¥ 66,416
	有料データベース利用料等 【8】	¥ -
	その他 【8】	¥ -
		¥ -
		¥ -
資 料 購 入 費	小計	¥ 66,416
事務所費	事務所の賃借料 【10】	¥ 811,227
	事務所駐車場の賃借料 【10】	¥ -
	維持管理費 【10】	¥ 73,918
	固定電話(月額1/2以内、上限1万円) 【10】	¥ -
	文書通信費 【10】	¥ -
	事務機器購入 【10】	¥ -
	備品 【10】	¥ -
	リース代等 【10】	¥ -
	その他 【10】	¥ 34,320
		¥ -
		¥ -
事 務 所 費	小計	¥ 919,465
総合計		¥ 1,092,307

会計帳簿(項目別)案

令和6年度(2024年度)

議員名

普久原 朝日

1 調査研究費

148,574

74,278

入力箇所

整理番号	年月日	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	控分比率	上限額
1	1	2025年4月10日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		638	319		0.5	5,000
1	2	2024年4月24日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		756	378		0.5	5,000
1	3	2024年6月7日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		691	345		0.5	5,000
1	4	2024年9月5日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		688	344		0.5	5,000
1	5	2024年9月24日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		696	348		0.5	5,000
1	6	2024年11月22日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		652	326		0.5	5,000
小計					4,121	2,060			
2	1	2024年12月7日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		3,306	1,653		0.5	5,000
2	1	2024年12月17日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		732	366		0.5	5,000
2	1	2024年12月20日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		1,281	640		0.5	5,000
2	1	2024年12月22日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		3,000	1,500		0.5	5,000
2	1	2025年1月22日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		3,576	1,788		0.5	5,000
2	1	2025年2月1日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		1,442	721		0.5	5,000
小計					13,337	6,668			
3	1	2025年2月24日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		3,000	1,500		0.5	5,000
3	2	2025年3月26日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		3,063	1,531		0.5	5,000
3	3	2025年3月31日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		713	356		0.5	5,000
3	4	2025年3月22日	交通費 ガソリン代(オイル等不可) 【1】		2,000	1,000		0.5	5,000
小計					8,776	4,387			
4	1	2024年4月9日	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	docomo	4月	8,336	4,168	0.5	10,000
4	2	2024年5月10日	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	docomo	5月	8,648	4,324	0.5	10,000
4	3	2024年6月8日	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	docomo	6月	8,364	4,182	0.5	10,000
4	4	2024年7月9日	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	docomo	7月	8,324	4,162	0.5	10,000
4	5	2024年8月8日	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	docomo	8月	8,536	4,268	0.5	10,000
4	6	2024年9月9日	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	docomo	9月	8,861	4,430	0.5	10,000
4	7	2024年10月9日	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	docomo	10月	8,911	4,455	0.5	10,000
4	8	2024年11月8日	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	docomo	11月	9,021	4,510	0.5	10,000
4	9	2024年12月9日	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	docomo	12月	12,830	6,415	0.5	10,000
4	10	2025年1月10日	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	docomo	1月	9,000	4,500	0.5	10,000
4	11	2025年2月7日	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	docomo	2月	9,290	4,645	0.5	10,000
4	12	2025年3月8日	携帯電話(月額1/2以内、上限1万円) 【1】	docomo	3月	8,984	4,492	0.5	10,000
小計					109,105	54,551			

会計帳簿(項目別)案

令和6年度(2024年度)

議員名

菅久原 朝日

8 資料購入費

66,416

66,416 入力箇所

整理番号	月日	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	税分比率	上限額
1	1	2025年4月5日	新聞雑誌購読料【8】	沖縄タイムス	4月-3月分	36,900	36,900		0
小計					36,900	36,900			
2	1	2024年5月30日	新聞雑誌購読料【8】	しんぶん赤旗	5月	930	930		0
2	2	2024年6月28日	新聞雑誌購読料【8】	しんぶん赤旗	6月	930	930		0
2	3	2024年7月30日	新聞雑誌購読料【8】	しんぶん赤旗	7月	930	930		0
2	4	2024年8月30日	新聞雑誌購読料【8】	しんぶん赤旗	8月	990	990		0
2	5	2024年9月30日	新聞雑誌購読料【8】	しんぶん赤旗	9月	990	990		0
2	6	2024年10月31日	新聞雑誌購読料【8】	しんぶん赤旗	10月	990	990		0
2	7	2024年11月29日	新聞雑誌購読料【8】	しんぶん赤旗	11月	990	990		0
2	8	2024年12月26日	新聞雑誌購読料【8】	しんぶん赤旗	12月	990	990		0
2	9	2025年1月30日	新聞雑誌購読料【8】	しんぶん赤旗	1月	990	990		0
2	10	2025年2月27日	新聞雑誌購読料【8】	しんぶん赤旗	2月	990	990		0
小計					9,720	9,720			
3	1	2024年4月7日	新聞雑誌購読料【8】	毎日新聞	4月	1,078	1,078		0
3	2	2024年5月7日	新聞雑誌購読料【8】	毎日新聞	5月	1,078	1,078		0
3	3	2024年6月7日	新聞雑誌購読料【8】	毎日新聞	6月	1,078	1,078		0
3	4	2024年7月7日	新聞雑誌購読料【8】	毎日新聞	7月	1,078	1,078		0
3	5	2024年8月7日	新聞雑誌購読料【8】	毎日新聞	8月	1,078	1,078		0
3	6	2024年9月7日	新聞雑誌購読料【8】	毎日新聞	9月	1,078	1,078		0
3	7	2024年10月7日	新聞雑誌購読料【8】	毎日新聞	10月	1,078	1,078		0
3	8	2024年11月7日	新聞雑誌購読料【8】	毎日新聞	11月	1,078	1,078		0
3	9	2024年12月7日	新聞雑誌購読料【8】	毎日新聞	12月	1,078	1,078		0
3	10	2025年1月7日	新聞雑誌購読料【8】	毎日新聞	1月	1,078	1,078		0
3	11	2025年2月7日	新聞雑誌購読料【8】	毎日新聞	2月	1,078	1,078		0
3	12	2025年3月7日	新聞雑誌購読料【8】	毎日新聞	3月	1,078	1,078		0
小計					12,936	12,936			

会計帳簿(項目別)案

令和6年度(2024年度)

議員名

普久原 朝日

2	1	2024年4月9日	その他【10】	インターネット	4月	5,720	2,860		50%	0
2	2	2024年5月10日	その他【10】	インターネット	5月	5,720	2,860		50%	0
2	3	2024年6月8日	その他【10】	インターネット	6月	5,720	2,860		50%	0
2	4	2024年7月9日	その他【10】	インターネット	7月	5,720	2,860		50%	0
2	5	2024年8月8日	その他【10】	インターネット	8月	5,720	2,860		50%	0
2	6	2024年9月9日	その他【10】	インターネット	9月	5,720	2,860		50%	0
2	7	2024年10月9日	その他【10】	インターネット	10月	5,720	2,860		50%	0
2	8	2024年11月8日	その他【10】	インターネット	11月	5,720	2,860		50%	0
2	9	2024年12月9日	その他【10】	インターネット	12月	5,720	2,860		50%	0
2	10	2025年1月10日	その他【10】	インターネット	1月	5,720	2,860		50%	0
2	11	2025年2月7日	その他【10】	インターネット	2月	5,720	2,860		50%	0
2	12	2025年3月8日	その他【10】	インターネット	3月	5,720	2,860		50%	0
				小計		68,640	34,320			
3	1	2024年4月11日	維持管理費【10】	電気料金	4月分	3,914	3,914			0
3	2	2024年6月6日	維持管理費【10】	電気料金	5月分	6,377	6,377			0
3	3	2024年6月24日	維持管理費【10】	電気料金	6月分	4,457	4,457			0
3	4	2024年8月8日	維持管理費【10】	電気料金	7月分	7,801	7,801			0
3	5	2024年8月22日	維持管理費【10】	電気料金	8月分	9,200	9,200			0
3	6	2024年9月17日	維持管理費【10】	電気料金	9月分	8,883	8,883			0
3	7	2024年10月11日	維持管理費【10】	電気料金	10月分	5,858	5,858			0
3	8	2024年11月11日	維持管理費【10】	電気料金	11月分	7,055	7,055			0
3	9	2024年12月14日	維持管理費【10】	電気料金	12月分	5,647	5,647			0
3	10	2025年1月22日	維持管理費【10】	電気料金	1月分	6,459	6,459			0
3	11	2025年2月16日	維持管理費【10】	電気料金	2月分	4,372	4,372			0
3	12	2025年4月1日	維持管理費【10】	電気料金	3月分	3,895	3,895			0
				小計		73,918	73,918			
総合計						953,785	919,465			

		支出額	政務活動費
全体合計		1,369,765	1,092,307

調查研究費

項目 調査研究費

領収書その他の証拠書類

添付欄

1

普久原朝日
南風原石油

納品書(領収書)

2024年04月10日 12:55

売上

QUICPay 払い

様 Q

提携カード

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-03
3.80L *173円 ¥657
(QRコード値引 5円 -¥19)
値引後単価 168円 ¥638
合計 ¥638

¥638

50%按分⇒

¥319

2

普久原朝日
南風原石油

納品書(領収書)

2024年04月24日 21:52

売上

QUICPay 払い

様 Q

提携カード

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-09
4.50L *173円 ¥778
(QRコード値引 5円 -¥22)
値引後単価 168円 ¥756
合計 ¥756

¥756

50%按分⇒

¥378

3

普久原朝日
南風原石油

納品書(領収書)

2024年06月07日 21:34

売上

QUICPay 払い

様 Q

提携カード

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-10
4.09L *174円 ¥711
(QRコード値引 5円 -¥20)
値引後単価 169円 ¥691
合計 ¥691

¥691

50%按分⇒

¥345

4

普久原朝日
南風原石油

納品書(領収書)

2024年09月05日 16:35

売上

QUICPay 払い

様 Q

提携カード

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-09
4.07L *174円 ¥708
(QRコード値引 5円 -¥20)
値引後単価 (169円) ¥688
合計 ¥688

¥688

50%按分⇒

¥344

5

普久原朝日
南風原石油

納品書(領収書)

2024年09月24日 20:26

売上

QUICPay 払い

様 Q

提携カード

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-09
4.12L *174円 ¥716
(QRコード値引 5円 -¥20)
値引後単価 169円 ¥696
合計 ¥696

¥696

50%按分⇒

¥348

6

普久原朝日
南風原石油

納品書(領収書)

2024年11月22日 16:16

売上

QUICPay 払い

様 Q

提携カード

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-09
3.86L *174円 ¥671
(QRコード値引 5円 -¥19)
値引後単価 169円 ¥652
合計 ¥652

¥652

50%按分⇒

¥326

(政務活動費充当額)

領収書 6 枚

按分率

50

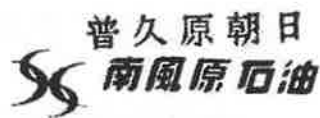
%

2,060 円

項目 調査研究費

領収書その他の証憑書類

添付欄

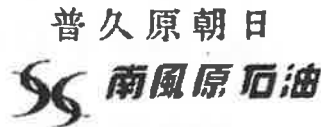


納品書(領収書)

2024年12月07日 10:30

売上
QUICPay カイシ 様 Q
提携カード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラーガソリン P-03
19.56L *
174円 ¥3,403
(QRクーポン値引 5円 -¥97)
値引後単価 (169円) ¥3,306
合計 ¥3,306

¥3,306 50%按分⇒ ¥1,653



納品書(領収書)

2024年12月17日 13:01

売上
QUICPay カイシ 様 Q
提携カード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラーガソリン P-10
4.33L *
174円 ¥753
(QRクーポン値引 5円 -¥21)
値引後単価 (169円) ¥732
合計 ¥732

¥732 50%按分⇒ ¥366

普久原朝日
当店最安値! アポロステーションカード
入会金も年会費も全て無料!



お客様控え
(クレジット領収書)
311781

セルフ那覇新都心 SS
TEL 098-863-2475
沖縄出光 株式会社
沖縄県那覇市おもろまち4-21-22

登録番号 T5360001008596

2024年12月20日

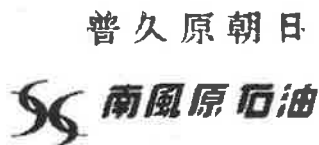
16:10

売上
ASAHI FUKUHARA様
クレジット IC

レギュラーガソリン P-10(内)
7.67L 8167.0 1281円
(税抜 8151.8)
01200.00
(内、QR油種値引 -88.0 -61円)
(内、クレジット値引 -81.0 -8円)
(内、Dpay値引 -81.0 -7円)

合計 1,281円

¥1,281 50%按分⇒ ¥640



納品書(領収書)

2024年12月22日 16:35

売上
QUICPay カイシ 様 Q
提携カード
車両番号 実車番
レギュラーガソリン P-15
17.75L *
174円 ¥3,088
(QRクーポン値引 5円 -¥88)
値引後単価 (169円) ¥3,000
合計 ¥3,000

¥3,000 50%按分⇒ ¥1,500

普久原朝日
当店最安値! アポロステーションカード
入会金も年会費も全て無料!



お客様控え
(クレジット領収書)
311781

セルフ那覇新都心 SS
TEL 098-863-2475
沖縄出光 株式会社
沖縄県那覇市おもろまち4-21-22

登録番号 T5360001008596

2025年1月22日

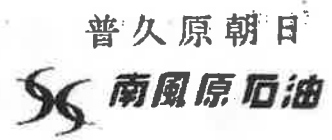
08:50

売上
ASAHI FUKUHARA様
クレジット IC

レギュラーガソリン P-22(内)
20.79L 8172.0 3576円
(税抜 8156.4)
01200.00
(内、燃料8円引き -88.0 -166円)
(内、クレジット値引 -81.0 -21円)
(内、Dpay値引 -81.0 -20円)

合計 3,576円

¥3,576 50%按分⇒ ¥1,788



納品書(領収書)

2025年02月01日 13:39

売上
QUICPay カイシ 様 Q
提携カード
車両番号 実車番
レギュラーガソリン P-09
8.24L *
180円 ¥1,483
(QRクーポン値引 5円 -¥41)
値引後単価 175円 ¥1,442
合計 ¥1,442
(消費税10%対象 ¥1,442)

¥1,442 50%按分⇒ ¥721

令和6年度

領収書添付用紙

整理番号

3-1 ~ 4

議員氏名

普久原朝日

項目 調査研究費

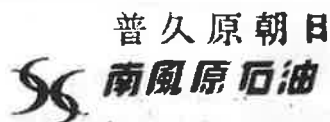
領収書その他の証憑書類

添付欄

1

2

3



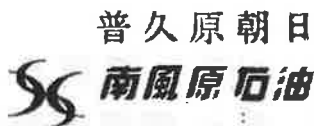
納品書(領収書)

2025年02月24日 11:30

売上
現金フリー 様 M現金フリー
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-09
17.34L *
178円 ¥3,086
(QRクーポン値引 5円 -¥86)
値引後単価 (173円) ¥3,000
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000)

¥3,000 50%按分⇒ ¥1,500



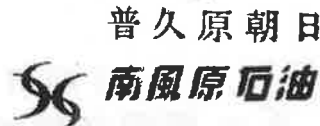
納品書(領収書)

2025年03月26日 21:50

売上
QUICPay カイロ 様 Q提携カード
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-09
17.50L *
180円 ¥3,150
(QRクーポン値引 5円 -¥87)
値引後単価 (175円) ¥3,063
合計 ¥3,063
(消費税10%対象 ¥3,063)

¥3,063 50%按分⇒ ¥1,531



納品書(領収書)

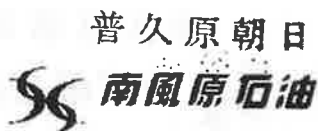
2025年03月31日 08:36

売上
QUICPay カイロ 様 Q提携カード
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-09
4.05L *
181円 ¥733
(QRクーポン値引 5円 -¥20)
値引後単価 (176円) ¥713
合計 ¥713
(消費税10%対象 ¥713)

¥713 50%按分⇒ ¥356

4



納品書(領収書)

2025年03月22日 22:31

売上
現金フリー 様 M現金フリー
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-15
11.50L *
(179円) ¥2,057
(QRクーポン値引 5円 -¥57)
値引後単価 (174円) ¥2,000
合計 ¥2,000
(消費税10%対象 ¥2,000)

¥2,000 50%按分⇒ ¥1,000

50%按分⇒

50%按分⇒

領収書 4 枚

按分率

50

%

(政務活動費充当額)

4,387 円

令和6年度

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

菅久原朝日

項目 調査研究費

領収書その他の証憑書類

添付欄

※ ご利用料金証明書 添付

(政務活動費充当額)

領収書 1 枚

按分率

%

54,551 円

普久原 朝日

様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2024年 4月分	8,336円	2024年 4月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 5月分	8,648円	2024年 5月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 6月分	8,364円	2024年 6月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 7月分	8,324円	2024年 7月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 8月分	8,536円	2024年 8月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 9月分	8,861円	2024年 9月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年10月分	8,911円	2024年10月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年11月分	9,021円	2024年11月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年12月分	12,830円	2024年12月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 1月分	11,883円	2025年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 2月分	12,154円	2025年 2月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 3月分	11,848円	2025年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	117,716円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2025年 4月 1日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

サービス提供事業者：株式会社NTTドコモ

登錄證號：T1010001067912

発行年月日：2025年4月1日

2024年4月ご請求分（ご利用期間：2024年3月1日～2024年3月31日）

(1 / 3 ページ)

※ご利用期間が2023年9月30日以前の場合は、税区分「個別」の内訳が含まれることがございます。

適格請求書

サービス提供事業者：株式会社NTTドコモ

登錄號： T1010001067912

発行年月日：2025年4月1日

2024年 5月ご請求分（ご利用期間：2024年 4月 1日～2024年 4月30日）

(1 / 3 ページ)

[illegible]

※ご利用期間が2023年9月30日以前の場合は、税区分「個別」の内訳が含まれることがございます。

[illegible]

令和6年度

領収書添付用紙

整理番号

5-1 ~ 12

議員氏名

普久原朝日

項目

資料購入費

領収書その他の証拠書類

添付欄

※ ご利用料金証明書 添付 タブレット通信料

領収書 1 枚

按分率 50 %

(政務活動費充当額)

6,612 円

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等



年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2024年 4月分	1,102円	2024年 4月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 5月分	1,103円	2024年 5月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 6月分	1,103円	2024年 6月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 7月分	1,103円	2024年 7月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 8月分	1,103円	2024年 8月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 9月分	1,103円	2024年 9月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年10月分	1,103円	2024年10月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年11月分	1,103円	2024年11月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年12月分	1,103円	2024年12月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 1月分	1,103円	2025年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 2月分	1,103円	2025年 2月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 3月分	1,103円	2025年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	13,235円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。

※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。

※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2025年 4月 1日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

適格請求書

サービス提供事業者：株式会社NTTドコモ

登錄號：T1010001067912

発行年月日：2025年4月1日

2024年4月ご請求分（ご利用期間：2024年3月1日～2024年3月31日）

(2 / 3 ページ)

[illegible]

※ご利用期間が2023年9月30日以前の場合は、税区分「個別」の内訳が含まれることがございます。

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(4 / 5 ページ)

[illegible]

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 7月ご請求分
------------------------	--------------

web発行

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(4 / 5 ページ)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◇基本使用料等 (計)		ご利用期間 (6/1~6/30)	
◇合計	1,103	合計	

[illegible]

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(4 / 5 ページ)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◇基本使用料等 (計)		ご利用期間 (10/1~10/31)	
◇合計	1,103	合計	

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(4 / 6 ページ)

[illegible]

web発行

(4 / 5 ページ)

[illegible]

資料作成費

備品管理台帳

議員名 普久原 朝日

番号	名称・型番	購入金額 (充当額)	購入日	耐用 年数	監理責任 保管場所	廃棄・譲渡日 理由	備考
1	apple pencil	11,880円 (5,940円)	R3.8.5 (2021.8.5)	5	普久原朝日 政務活動事 務所		2021/8/5～ 2026/8/25
2	ipad 端末	121,800円 (60,900円)	R5.1.10 (2023.1.10)	4	普久原朝日 政務活動事 務所		2023/1～ 2027/12
3	ipad magic keyboard	44,800円 (22,400円)	R5.1.10 (2023.1.10)	5	普久原朝日 政務活動事 務所		2023/1～ 2028/12

令和6年度 備品購入年度按分表

普久原 朝日

備品管理NO 令和3年8月5日 購入品 apple pencil 購入金額 11,880円 5,940 ■は政務活動費充当額

1

耐用年数	年度	月	月数	按分	購入額	充当額	備考
5年 (60ヵ月)	令和3年度	8月～3月	8月	50%	11,880円	792円	$11,880 \times 50\% \times 7 \text{ヵ月} \div 60 \text{ヵ月}$
5年 (60ヵ月)	令和4年度	4月～3月	12月	50%	11,880円	1,188円	$11,880 \times 50\% \times 12 \text{ヵ月} \div 60 \text{ヵ月}$
	令和5年度	4月～3月	12月	50%	11,880円	1,188円	$11,880 \times 50\% \times 12 \text{ヵ月} \div 60 \text{ヵ月}$
	令和6年度	4月～3月	12月	50%	11,880円	1,188円	$11,880 \times 50\% \times 12 \text{ヵ月} \div 60 \text{ヵ月}$
	令和7年度	4月～3月	12月	50%	11,880円	1,188円	$11,880 \times 50\% \times 12 \text{ヵ月} \div 60 \text{ヵ月}$
	令和8年度	4月～7月	4月	50%	11,880円	396円	$11,880 \times 50\% \times 5 \text{ヵ月} \div 60 \text{ヵ月}$
耐用年数 (総数)			60月			5,940円	

令和6年度 1,188円

備品管理NO 令和5年1月10日 購入品 ipad 端末 購入金額 121,800円 60,900 ■は政務活動費充当額

2

耐用年数	年度	月	月数	按分	購入額	充当額	備考
5年 (48ヵ月)	令和4年度	1月～3月	3月	50%	121,800円	3,806円	$121,800 \times 50\% \times 3 \text{ヵ月} \div 48 \text{ヵ月}$
	令和5年度	4月～3月	12月	50%	121,800円	15,225円	$121,800 \times 50\% \times 12 \text{ヵ月} \div 48 \text{ヵ月}$
	令和6年度	4月～3月	12月	50%	121,800円	15,225円	$121,800 \times 50\% \times 12 \text{ヵ月} \div 48 \text{ヵ月}$
	令和7年度	4月～3月	12月	50%	121,800円	15,225円	$121,800 \times 50\% \times 12 \text{ヵ月} \div 48 \text{ヵ月}$
	令和8年度	4月～12月	9月	50%	121,800円	11,418円	$121,800 \times 50\% \times 9 \text{ヵ月} \div 48 \text{ヵ月}$
耐用年数 (総数)			48月			60,899円	

令和6年度 15,225円

備品管理NO 令和5年1月10日 購入品 ipad magic keyboard 購入金額 44,800円 22,400 ■は政務活動費充当額

3

耐用年数	年度	月	月数	按分	購入額	充当額	備考
5年 (60ヵ月)	令和4年度	1月～3月	3月	50%	44,800円	1,120円	$44,800 \times 50\% \times 3 \text{ヵ月} \div 60 \text{ヵ月}$
	令和5年度	4月～3月	12月	50%	44,800円	4,480円	$44,800 \times 50\% \times 12 \text{ヵ月} \div 60 \text{ヵ月}$
	令和6年度	4月～3月	12月	50%	44,800円	4,480円	$44,800 \times 50\% \times 12 \text{ヵ月} \div 60 \text{ヵ月}$
	令和7年度	4月～3月	12月	50%	44,800円	4,480円	$44,800 \times 50\% \times 12 \text{ヵ月} \div 60 \text{ヵ月}$
	令和8年度	4月～3月	12月	50%	44,800円	4,480円	$44,800 \times 50\% \times 12 \text{ヵ月} \div 60 \text{ヵ月}$
	令和8年度	4月～12月	9月	50%	44,800円	3,360円	$44,800 \times 50\% \times 9 \text{ヵ月} \div 60 \text{ヵ月}$
耐用年数 (総数)			60月			22,400円	

令和6年度 4,480円

項目 資料作成費

領収書その他の証拠書類

添付欄

2-1

2-2

ニトリ



よくあるご質問はこちら

南風原店

営業時間 10:00-20:00

各種お問い合わせはウェブサイトから
もご覧頂けます

電話受付時間10:00~20:00

0120-014-210 ニトリコールセンター
(携帯からは0570-064-210迄)

<領収書>

2024年04月08日(月)20:17

従業員:0049051セルフレジ

① CDVDラック メイト60DBR ¥3,990内
88410753② レンガタンカラホ レギュラー3タンM ¥4,770内
(@1,590 × 3個)
88421742③ スチールラック カスタム 11540 4タン ¥7,990内
87914948④ レンガタンカラホ レギュラー2タンMBR ¥2,580内
(@1,290 × 2個)
8842208410%対象 7点 ¥19,330
(内税10%対象税額 ¥1,757)

合計 ¥19,330

ICクレジット ¥19,330

決済合計 ¥19,330

お釣り ¥0

会員番号 XXXXXXXX9382

*****印*****

ニトリ



よくあるご質問はこちら

南風原店

営業時間 10:00-20:00

各種お問い合わせはウェブサイトから
もご覧頂けます

電話受付時間10:00~20:00

0120-014-210 ニトリコールセンター
(携帯からは0570-064-210迄)

<領収書>

2024年05月02日(木)10:37

従業員:0049051セルフレジ

⑤ レンガタンカラホ レギュラー3タンMBR ¥3,180内
(@1,590 × 2個)
88422091~~レンガタンカラホ レギュラー2タンMBR ¥2,580内~~
~~88422084~~10%対象 3点 ¥23,170
(内税10%対象税額 ¥2,106)

合計 ¥23,170

ICクレジット ¥23,170

決済合計 ¥23,170

お釣り ¥0

会員番号 XXXXXXXX9382

*****印*****

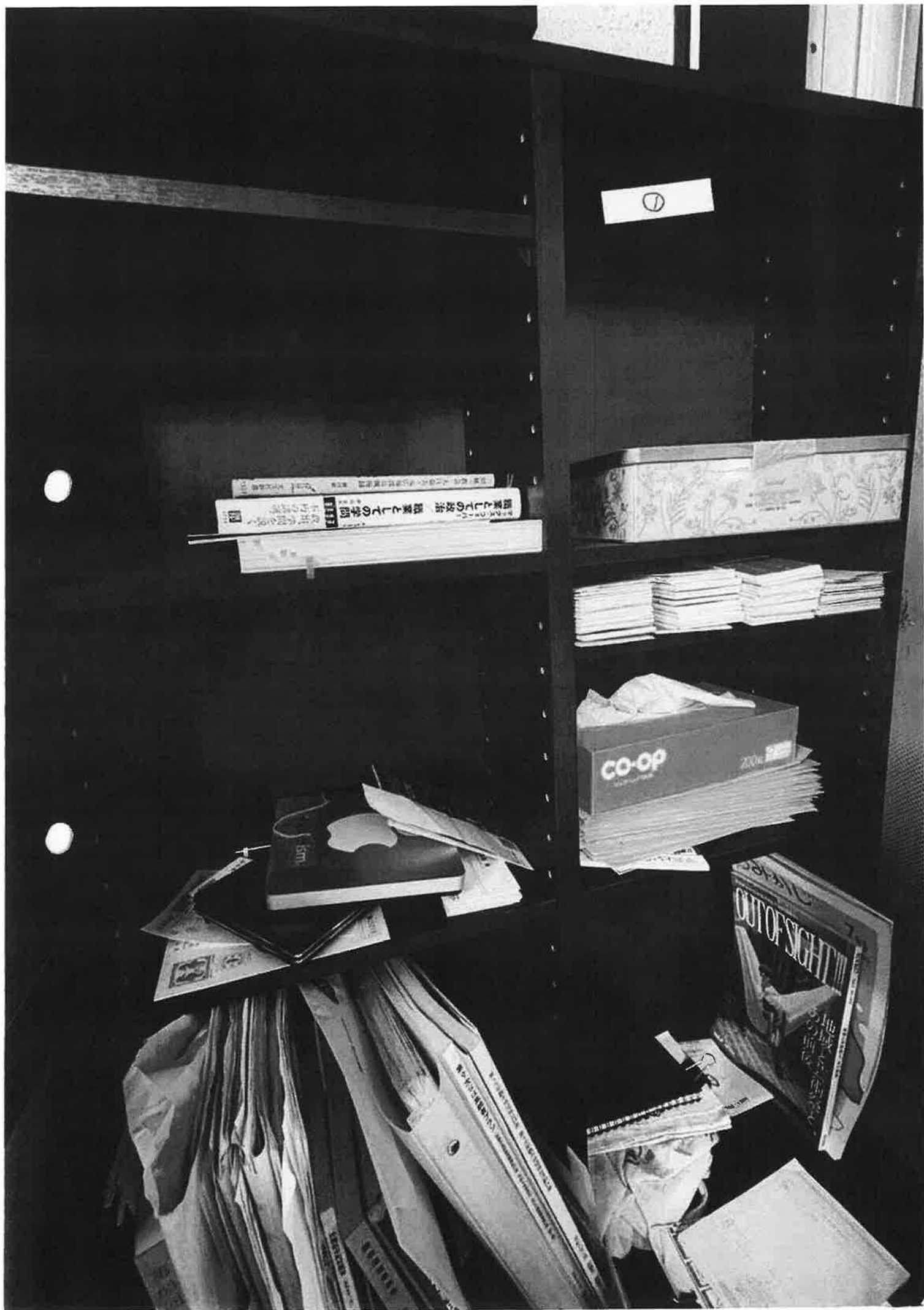
(政務活動費充当額)

領収書 2枚

按分率

50 %

11,255 円





3

EPSON

brother

A4
PPC用紙W

高白色PPC

A4
PPC用紙W

高白色PPC

PRUDICI



資料購入費

令和6年度

領収書添付用紙

整理番号

1-1

議員氏名

普久原朝日

項目 資料購入費

領収書その他の証拠書類

添付欄

領 収 証

普久原朝日

様

No.

★

¥36,900

個 2024年4月1日 2025年3月31日

2025年4月5日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-107

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

(株)沖縄タイムス販売センター

那覇市松川3-8-1(101号)

大道・松川店

TEL 080-6480-8548

(政務活動費充当額)

領収書 1 枚

按分率

%

36,900 円

令和6年度

領収書添付用紙

整理番号

2-1~3

議員氏名

普久原朝日

項目 資料購入費

領収書その他の証拠書類

添付欄

那覇市議会議員

普久原 朝日 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 5 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

税率 部数 金額(税込)

8% 1 930

(取扱先)

日本共産党南部地区委員会

Tel (098) 894-6350

〒901-0205

豊見城市根差部433-10

8%対象 861 円(税抜)

消費税

69 円

10%対象 0 円(税抜)

消費税

0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

5/30

扱

那覇市議会議員

普久原 朝日 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 6 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

税率 部数 金額(税込)

8% 1 930

(取扱先)

日本共産党南部地区委員会

Tel (098) 894-6350

〒901-0205

豊見城市根差部433-10

8%対象 861 円(税抜)

消費税

69 円

10%対象 0 円(税抜)

消費税

0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

6/28

扱

那覇市議会議員

普久原 朝日 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 7 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

税率 部数 金額(税込)

8% 1 990

(取扱先)

日本共産党南部地区委員会

Tel (098) 894-6350

〒901-0205

豊見城市根差部433-10

8%対象 917 円(税抜)

消費税

73 円

10%対象 0 円(税抜)

消費税

0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

7/30

扱

(政務活動費充当額)

領収書 3 枚

按分率

%

2,790 円

令和6年度

領収書添付用紙

整理番号

2-4~6

議員氏名

普久原朝日

項目 資料購入費

領収書その他の証拠書類

添付欄

那覇市議会議員

普久原 朝日 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024年8月分

990円(税込)

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

税率 部数 金額(税込)

8% 1 990

(取扱先)

日本共産党南部地区委員会

TEL (098) 894-6350

〒901-0205

豊見城市根差部433-10

8%対象 917円(税抜)

消費税

73円

10%対象 0円(税抜)

消費税

0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

8/30



那覇市議会議員

普久原 朝日 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024年9月分

990円(税込)

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

税率 部数 金額(税込)

8% 1 990

(取扱先)

日本共産党南部地区委員会

TEL (098) 894-6350

〒901-0205

豊見城市根差部433-10

8%対象 917円(税抜)

消費税

73円

10%対象 0円(税抜)

消費税

0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

9/30



那覇市議会議員

普久原 朝日 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024年10月分

990円(税込)

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

税率 部数 金額(税込)

8% 1 990

(取扱先)

日本共産党南部地区委員会

TEL (098) 894-6350

〒901-0205

豊見城市根差部433-10

8%対象 917円(税抜)

消費税

73円

10%対象 0円(税抜)

消費税

0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

10/31



(政務活動費充当額)

領収書 3枚

按分率

%

2,790円

令和6年度

領収書添付用紙

整理番号

2-7~9

議員氏名

普久原朝日

項目 資料購入費
領収書その他の証拠書類

添付欄

那覇市議会議員

普久原 朝日 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 11 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

税率 部数 金額(税込)

8% 1 990

(取扱先)

日本共産党南部地区委員会

TEL (098) 894-6350

〒901-0205

豊見城市根差部433-10

8%対象 917 円(税抜)

消費税 73 円

10%対象 0 円(税抜)

消費税 0 円

領収年月日

11/29

扱費

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

那覇市議会議員

普久原 朝日 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 12 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

税率 部数 金額(税込)

8% 1 990

(取扱先)

日本共産党南部地区委員会

TEL (098) 894-6350

〒901-0205

豊見城市根差部433-10

8%対象 917 円(税抜)

消費税 73 円

10%対象 0 円(税抜)

消費税 0 円

領収年月日

12/26

扱費

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

那覇市議会議員

普久原 朝日 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025 年 1 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

税率 部数 金額(税込)

8% 1 990

(取扱先)

日本共産党南部地区委員会

TEL (098) 894-6350

〒901-0205

豊見城市根差部433-10

8%対象 917 円(税抜)

消費税 73 円

10%対象 0 円(税抜)

消費税 0 円

領収年月日

1/30

扱費

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

(政務活動費充当額)

領収書

3 枚

按分率

%

2,790 円

令和6年度

領収書添付用紙

整理番号

2-10

議員氏名

普久原朝日

項目 資料購入費

領収書その他の証拠書類

添付欄

那覇市議会議員

普久原 朝日 様

しんぶん赤旗
領収書

2025 年 2 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名

税率 部数 金額(税込)

「しんぶん赤旗」日曜版 8% 1 990

(取扱先)

日本共産党南部地区委員会

Tel (098) 894-6350

〒901-0205

豊見城市根差部433-10

8%対象 917 円(税抜) 消費税 73 円

10%対象 0 円(税抜) 消費税 0 円

領収年月日

2/27

印鑑

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

(政務活動費充当額)

領収書 2 枚

按分率

%

990 円

令和6年度

領収書添付用紙

整理番号

3 12

議員氏名

普久原朝日

項目 資料購入費

領収書その他の証拠書類

添付欄

※ お支払い明細

毎日新聞 4月～3月分 添付

(政務活動費充当額)

領収書 12 枚

按分率

%

12,936 円

お支払い明細

ご利用料金発生日：2024年04月07日

普久原 朝日 様

ご利用ありがとうございます。2024年04月07日のお支払い明細は以下のとおりです。
但し、すべてクレジットカード利用。

プラン名	期間	金額
スタンダードプラン 1か月 自動更新	2024年04月07日～2024年05 月06日	1,078 円
合計（10%対 象）		1,078 円
内消費税10%		98円

株式会社 毎日新聞社
登録番号：T2010001029969
〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

お支払い明細

ご利用料金発生日：2024年05月07日

普久原 朝日 様

ご利用ありがとうございます。2024年05月07日のお支払い明細は以下のとおりです。
但し、すべてクレジットカード利用。

プラン名	期間	金額
スタンダードプラン 1カ月 自動更新	2024年05月07日～2024年06 月06日	1,078 円
合計（10%対 象）		1,078 円
内消費税10%		98円

株式会社 毎日新聞社
登録番号：T2010001029969
〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

お支払い明細

ご利用料金発生日：2024年06月07日

普久原 朝日 様

ご利用ありがとうございます。2024年06月07日のお支払い明細は以下のとおりです。
但し、すべてクレジットカード利用。

プラン名	期間	金額
スタンダードプラン 1カ月 自動更新	2024年06月07日～2024年07 月06日	1,078 円
合計（10%対 象）		1,078 円
内消費税10%		98円

株式会社 毎日新聞社
登録番号：T2010001029969
〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

お支払い明細

ご利用料金発生日：2024年07月07日

普久原 朝日 様

ご利用ありがとうございます。2024年07月07日のお支払い明細は以下のとおりです。
但し、すべてクレジットカード利用。

プラン名	期間	金額
スタンダードプラン 1カ月 自動更新	2024年07月07日～2024年08 月06日	1,078 円
合計（10%対 象）		1,078 円
内消費税10%		98円

株式会社 毎日新聞社
登録番号：T2010001029969
〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

お支払い明細

ご利用料金発生日：2024年08月07日

普久原 朝日 様

ご利用ありがとうございます。2024年08月07日のお支払い明細は以下のとおりです。
但し、すべてクレジットカード利用。

プラン名	期間	金額
スタンダードプラン 1カ月 自動更新	2024年08月07日～2024年09 月06日	1,078 円
合計（10%対 象）		1,078 円
内消費税10%		98円

株式会社 毎日新聞社
登録番号：T2010001029969
〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

お支払い明細

ご利用料金発生日：2024年09月07日

普久原 朝日 様

ご利用ありがとうございます。2024年09月07日のお支払い明細は以下のとおりです。
但し、すべてクレジットカード利用。

プラン名	期間	金額
スタンダードプラン 1か月 自動更新	2024年09月07日～2024年10 月06日	1,078 円
合計（10%対 象）		1,078 円
内消費税10%		98円

株式会社 毎日新聞社
登録番号：T2010001029969
〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

お支払い明細

ご利用料金発生日：2024年10月07日

普久原 朝日 様

ご利用ありがとうございます。2024年10月07日のお支払い明細は以下のとおりです。
但し、すべてクレジットカード利用。

プラン名	期間	金額
スタンダードプラン 1か月 自動更新	2024年10月07日～2024年11 月06日	1,078 円
合計（10%対 象）		1,078 円
内消費税10%		98円

株式会社 毎日新聞社

登録番号：T2010001029969

〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

お支払い明細

ご利用料金発生日：2024年11月07日

普久原 朝日 様

ご利用ありがとうございます。2024年11月07日のお支払い明細は以下のとおりです。
但し、すべてクレジットカード利用。

プラン名	期間	金額
スタンダードプラン 1カ月 自動更新	2024年11月07日～2024年12 月06日	1,078 円
合計（10%対 象）		1,078 円
内消費税10%		98円

株式会社 毎日新聞社
登録番号：T2010001029969
〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

お支払い明細

ご利用料金発生日：2024年12月07日

普久原 朝日 様

ご利用ありがとうございます。2024年12月07日のお支払い明細は以下のとおりです。
但し、すべてクレジットカード利用。

プラン名	期間	金額
スタンダードプラン 1か月 自動更新	2024年12月07日～2025年01 月06日	1,078 円
合計（10%対 象）		1,078 円
内消費税10%		98円

株式会社 毎日新聞社
登録番号：T2010001029969
〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

お支払い明細

ご利用料金発生日：2025年01月07日

普久原 朝日 様

ご利用ありがとうございます。2025年01月07日のお支払い明細は以下のとおりです。
但し、すべてクレジットカード利用。

プラン名	期間	金額
スタンダードプラン 1か月 自動更新	2025年01月07日～2025年02 月06日	1,078 円
合計（10%対 象）		1,078 円
内消費税10%		98円

株式会社 毎日新聞社
登録番号：T2010001029969
〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

お支払い明細

ご利用料金発生日：2025年02月07日

普久原 朝日 様

ご利用ありがとうございます。2025年02月07日のお支払い明細は以下のとおりです。
但し、すべてクレジットカード利用。

プラン名	期間	金額
スタンダードプラン 1カ月 自動更新	2025年02月07日～2025年03 月06日	1,078 円
合計（10%対 象）		1,078 円
内消費税10%		98円

株式会社 毎日新聞社

登録番号：T2010001029969

〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

お支払い明細

ご利用料金発生日：2025年03月07日

普久原 朝日 様

ご利用ありがとうございます。2025年03月07日のお支払い明細は以下のとおりです。
但し、すべてクレジットカード利用。

プラン名	期間	金額
スタンダードプラン 1カ月 自動更新	2025年03月07日～2025年04 月06日	1,078 円
合計（10%対 象）		1,078 円
内消費税10%		98円

株式会社 毎日新聞社
登録番号：T2010001029969
〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

令和6年度

領収書添付用紙

整理番号

4 1~7

議員氏名

普久原朝日

項目

資料購入費

領収書その他の証憑書類

添付欄

※ お支払い明細 R6年 R7年
朝日新聞デジタル 9月~3月分 添付

(政務活動費充当額)

領収書 7 枚

按分率

%

6,860 円

朝日新聞

お支払い明細

2025年4月1日

普久原 朝日様

決済日	2024年9月18日
内容	ベーシックコース 購読料金
利用期間	2024年9月18日 から 2024年10月17日
金額 (内10%消費税)	980円 (89円)

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2

株式会社 朝日新聞社

登録番号：T6120001059605

朝日新聞

お支払い明細

2025年4月1日

普久原 朝日様

決済日	2024年10月18日
内容	ベーシックコース 購読料金
利用期間	2024年10月18日 から 2024年11月17日
金額 (内10%消費税)	980円 (89円)

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2

株式会社 朝日新聞社

登録番号：T6120001059605

朝日新聞

お支払い明細

2025年4月1日

普久原 朝日様

決済日	2024年11月18日
内容	ベーシックコース 購読料金
利用期間	2024年11月18日 から 2024年12月17日
金額 (内10%消費税)	980円 (89円)

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2

株式会社 朝日新聞社

登録番号：T6120001059605

朝日新聞

お支払い明細

2025年4月1日

普久原 朝日様

決済日	2024年12月18日
内容	ベーシックコース 購読料金
利用期間	2024年12月18日 から 2025年1月17日
金額 (内10%消費税)	980円 (89円)

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2

株式会社 朝日新聞社

登録番号：T6120001059605

朝日新聞

お支払い明細

2025年4月1日

普久原 朝日様

決済日	2025年1月18日
内容	ベーシックコース 購読料金
利用期間	2025年1月18日 から 2025年2月17日
金額 (内10%消費税)	980円 (89円)

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2

株式会社 朝日新聞社

登録番号：T6120001059605

朝日新聞

お支払い明細

2025年4月1日

普久原 朝日様

決済日	2025年2月18日
内容	ベーシックコース 購読料金
利用期間	2025年2月18日 から 2025年3月17日
金額 (内10%消費税)	980円 (89円)

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2

株式会社 朝日新聞社

登録番号：T6120001059605

朝日新聞

お支払い明細

2025年4月1日

普久原 朝日様

決済日	2025年3月18日
内容	ベーシックコース 購読料金
利用期間	2025年3月18日 から 2025年4月17日
金額 (内10%消費税)	980円 (89円)

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2

株式会社 朝日新聞社

登録番号：T6120001059605

關 公 牌

註冊商標

註冊商標

事務所費

註冊商標

註冊商標

註冊商標

註冊商標

註冊商標

註冊商標

註冊商標

註冊商標

註冊商標

註冊商標

註冊商標

令和 6 年度 事務所概要記録簿

議員名 普久原 朝日

- 1 所在地等 住 所 那覇市字安里 3 8 1 座波ビル 1 階 1—D
設置年月 令和 3 年 7 月 延床面積 4 3 m²
- 2 所有区分
☒ 賃借事務所 所有者住所 XXXXXXXXXX
 仲介業者 株式会社 日宅
契約期間 令和 3 年 7 月 ～ 自動更新
☐ その他 ()
- 3 他用務との兼用の有無
☒ 無 ・ ☐ 有 (☐ 後援会事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 [])
- 4 按分率 ☐ 1 / 2 ☐ 1 / 3 ☐ その他
- 5 主な経費の支出 (敷金・礼金・火災保険料・保証金は不可)
 ・ 賃借料 6 5, 0 0 0 円 / 月 ・ 共益費 2, 0 0 0 円 / 月 ・ 水道料 6 6 3 円 / 月
- 6 その他特記事項
 ・ 備品 () ・ リース ()
- 7 事務所の外観 事務所の内観

写真添付







3-(2) 事業用賃貸借契約書(店舗)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 普久原 朝日 (以下「乙」という。は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	座波ビル 1階 1-D 号室		
	所 在 地	(住居表示) 〒902-0067 沖縄県那覇市字安里381		
		(登記簿) 沖縄県那覇市字安里381番7		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・その他(ブロック)/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/(3)階建/全(15)戸		
	種 類	店舗・共同住宅	新築年月	昭和 52 年 6 月
	面 積	43㎡		
附 属 施 設	玄関前スペース4,05㎡			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所(那覇市議会議員 普久原 朝日 事務所)

頭書(3) 契約期間

令和 3 年 7 月 19 日 から 令和 5 年 7 月 18 日まで (2年間)									
目的物件の引渡し時期					令和 3 年 7 月 19 日				

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 65,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 2,000 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	要加入 円
敷 金	0円	礼金	0円		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	正面シャッター	ガラス戸		
	本 数	1本	1本		
賃料等の支払時期		毎月 末 日まで翌月分を支払うこと			
賃料等の支払方法	☐ 振 込	XXXXXXXXXX			
	☐ 持 参	持 参 先			
	☒ 口座引落	委託会社名	株式会社 日宅		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	
	(携 帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	
	住所	

管 理 業 者	株式会社 日宅		
所 在 地	沖縄県那覇市宇大道173		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣(2)第 3062 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 (賃貸不動産経営管理士：登録番号)		
管理担当者	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	
-------	--

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	
		住所	
	☐ 家賃債務保証 会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

1. 貸主・借主の一方から何等申し出がないときは、この契約は同一条件で更新する。

頭書(9) 特約事項

1. 開業準備等

- ①借主は、店舗営業に必要な許認可を取得することを要する。その許認可の取得の可否につき貸主及び仲介会社は一切責任は無いものとする。
- ②本契約締結後に必要な許認可の取得が出来なかった場合でも本契約の白紙撤回は出来ないものとする。本契約締結後の解約については、通常の解約処理を行うものとする。
- ③ 本貸室は現状貸しとし借主は自らの費用負担で、建物の構造を変更しない範囲内で店舗解体工事及び店舗内装工事(電気・水道・ガス・排水・配管・配線・排気設備・天井・壁・床・玄関ドア・シャッター等のすべての工事を含む)並びに設備設置工事を行うことを要する。なお、上記内装工事等を行うときは予め貸主の承諾を得ることを要する。

- ④ エアコン室外機や排気ダクト等は、建物に振動等の影響を与えないよう設置することを要する。
- ⑤ 借主は入口ドア・シャッターの鍵交換及び故障時の修繕や取り替えの費用を負担することを要する。
- ⑥ 貸主は、借主がする看板設置を許可するものとする。ただし、設置場所及び方法は貸主・借主協議によるものとする。
- ⑦ 借主は、入居期間中、自ら費用負担で火災保険（借家人賠償責任保険付き）に加入するものとする。

2、店舗営業について

- ①開業後、貸主は借主の営業方針を尊重し、借主は当建物が共同住宅であること及び近隣住民に配慮し営業することを要する。
- ②借主は店舗内外の騒音の管理を十分に行うものとする。
- ③店舗から出るゴミにつき借主はゴミ事業者と委託契約を締結し回収させることを要する。なお、ゴミ置き場は常に清潔に保つことを要する。
- ④営業するにあたり、行政諸官庁の許可・届出・指導・調査が必要な場合は、借主の負担と責任においてこれを行うものとする。また、消防法の規定による消防設備等の設置及び維持管理・点検・報告も借主の負担と責任において行うものとする。

3、契約期間中の修繕・原状の変更について

- ①借主は、建物の構造を変更しない範囲内で予め貸主の承諾を得て内装工事等を行うことができる。
- ②借主は、内装工事等の費用及び設備の修繕・撤去費用を負担するものとする。
- ③建物の外壁の雨漏りの修繕は貸主の負担とする。
- ④商店街アーケード設備につき、テントの修繕並びに取り替え費用は、その修繕箇所に応じて関係者の協議により負担割合とする。但し、借主の店舗前にかかるアーケード鉄骨・躯体・トイの修繕並びに取り替えは借主の費用負担とする。

4、退去について

- ①本貸室の明渡しの際借主は自己の費用負担で内部造作の撤去・処分、設備機械の撤去・処分、看板の撤去・処分等、建物の躯体（梁・柱・外壁・内壁・天井等）を残し、原状回復することを要する。但し、貸主が免除した原状回復事項につきその限りではない。
- ②借主が上記原状回復をしない場合、貸主は借主の費用をもって第三者にそれをさせることができるものとする。
- ③ 退去する場合、借主は貸主に対して造作買取請求をし移転料、立ち退き料その他何等の名目を問わず一切請求できないものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、貸主、借主が1通を保有する。

2021年7月19日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	普久原 朝日	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]	極度額	[Redacted]

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	商号又は名称
	代表者の氏名	代表者の氏名
	免許証番号	免許証番号
宅地建物取引士	免許年月日	免許年月日
	氏名	氏名
	登録番号	登録番号
	業務に従事する事務所名	業務に従事する事務所名
	事務所所在地	事務所所在地
	TEL	TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改修等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

~~(敷金)~~

~~(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。~~

~~2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。~~

~~3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。~~

~~4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。~~

~~(保証金)~~

~~3 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。~~

~~2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。~~

~~3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の1ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。~~

~~4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が~~

- ~~存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。~~
~~5 前項の規定によりその債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。~~

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、

甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

第10条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え

二 その他費用が軽微な修繕

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事柄が生じた場合も同様とする。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき

四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

五 銀行取引の停止

六 破産手続きの開始

七 民事再生手続きの開始

八 会社更生手続きの開始

九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一 第7条の確約に反する事実が判明したとき

二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了するこ

とができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第14条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第16条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第17条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第18条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第19条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

項目

事務所費

領収書その他の証拠書類

添付欄

※ 事務所費 家賃 領収書 添付 4月～3月分

普久原 朝日 様

発行日 令和7年3月31日

領 収 証

領収金額	¥811,227
------	----------



下記のとおり金額に相違がないことを証明いたします。

座波ビル 1-D号室（沖縄県那覇市安里381）

支払日付	内 訳	金 額
2024.4.1	家賃65,000・共益費2,000円・水道料663円 (2024年4月分)	¥67,663
2024.4.30	家賃65,000・共益費2,000円・水道料663円 (2024年5月分)	¥67,663
2024.5.31	家賃65,000・共益費2,000円・水道料663円 (2024年6月分)	¥67,663
2024.7.1	家賃65,000・共益費2,000円・水道料0円 (2024年7月分)	¥67,000
2024.7.31	家賃65,000・共益費2,000円・水道料630円 (2024年8月分)	¥67,630
2024.9.2	家賃65,000・共益費2,000円・水道料663円 (2024年9月分)	¥67,663
2024.9.30	家賃65,000・共益費2,000円・水道料663円 (2024年10月分)	¥67,663
2024.10.31	家賃65,000・共益費2,000円・水道料630円 (2024年11月分)	¥67,630
2024.12.2	家賃65,000・共益費2,000円・水道料663円 (2024年12月分)	¥67,663
2024.12.30	家賃65,000・共益費2,000円・水道料663円 (2025年1月分)	¥67,663
2025.1.31	家賃65,000・共益費2,000円・水道料663円 (2025年2月分)	¥67,663
2025.2.28	家賃65,000・共益費2,000円・水道料663円 (2025年3月分)	¥67,663
合 計		¥811,227

沖縄県那覇市安里1-8-2
株式会社 日 宅
TEL 098-988-9221

令和6年度

領収書添付用紙

整理番号 2 1~12

議員氏名 普久原朝日

項目 事務所費
領収書その他の証提書類

添付欄

※ ご利用料金証明書
事務所インターネット4月～3月分 添付

領収書 12 枚

按分率 50 %

(政務活動費充当額)

34,320 円

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等 F5337110217

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2024年 4月分	5,720円	2024年 4月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 5月分	5,720円	2024年 5月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 6月分	5,720円	2024年 6月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 7月分	5,720円	2024年 7月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 8月分	5,720円	2024年 8月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 9月分	5,720円	2024年 9月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年10月分	5,720円	2024年10月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年11月分	5,720円	2024年11月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年12月分	5,720円	2024年12月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 1月分	5,720円	2025年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 2月分	5,720円	2025年 2月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 3月分	5,720円	2025年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	68,640円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2025年 4月 1日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

適格請求書

サービス提供事業者：株式会社NTTドコモ

登錄證號：T1010001067912

発行年月日：2025年4月1日

2024年4月ご請求分（ご利用期間：2024年3月1日～2024年3月31日）

(3 / 3 ページ)

[illegible]

※ご利用期間が2023年9月30日以前の場合は、税区分「個別」の内訳が含まれることがございます。

適格請求書

サービス提供事業者：株式会社NTTドコモ

登錄號: T1010001067912

発行年月日：2025年4月1日

2024年5月ご請求分（ご利用期間：2024年4月1日～2024年4月30日）

(3 / 3 ページ)

[illegible]

※ご利用期間が2023年9月30日以前の場合は、税区分「個別」の内訳が含まれることがございます。

(5 / 5 ページ)

[illegible]

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 7月ご請求分
------------------------	--------------

web発行

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(5 / 5 ページ)

[illegible]

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(5 / 5 ページ)

[illegible]

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(5 / 5 ページ)

[illegible]

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (10/1~10/31)	
◇合計	5,720	合計	

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(5 / 5 ページ)

内訳項目 金額 (円)
CHARGE BREAKDOWN
BY CATEGORY (YEN)

内訳金額 (円)
AMOUNT (YEN)

請求内訳等詳細
(DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)

〔 本内訳は、各サービス提供事業者が
発行したものです。 〕

税区分
(TAX)

ご利用期間 (1/1~1/31)

◇合計

5,720

5,720

合計

令和6年度

領収書添付用紙

整理番号 3 1~12

議員氏名 普久原朝日

項目 事務所費
領収書その他の証拠書類

添付欄

※電気料金領収書 添付 4月~3月分

領収書 12 枚

按分率

%

(政務活動費充当額)

73,918 円

ご使用実績照会(詳細) 兼 領収証 登録番号 T3360001008565

電気番号	画番号	家番号	枝	CD
	17006	91	1	3
ご使用場所住所	那覇市字安里381 座波ビル 1-D			
ご契約者名	菅久原 朝日			
ご契約種別	従量電灯			

請求年月	令和6年4月	ご請求金額	3,914円
ご利用期間	3月6日～4月4日	消費税(10%)等相当額(再掲)	355円
今月検針日	4月5日	ご請求金額内訳	
翌月検針日	5月7日	最低料金	641円05銭
お支払期日	5月7日	第一段階料金	4,409円65銭
お支払方法	請求書払い	第二段階料金	684円67銭
電気ご使用量		電力量料金 計	5,094円32銭
最低料金分 (0～10kWh)	10 kWh	燃料費等調整額	-2,008円75銭
第一段階 (10kWh超～120kWh)	110 kWh	料金	3,726円
第二段階 (120kWh超～300kWh)	15 kWh	再エネ賦課金	188円
第三段階 (300kWh超)	0 kWh	課税対象額10%	3,914円
※日割りの場合は、上記 () 内の使用電力量の範囲が異なります。		課税対象外	0円

※日割りの場合は、上記()内の使用電力量の範囲が異なります。

(参考)

託送料金相当額 1,764円

国と県の支援により使用料1 kWhあたり以下のとおり値引きしております。

<国の支援>

令和6年2月分～5月分：低圧3.5円、高圧1.8円

<沖縄料金対策>

令和6年2月分～5月分：低圧1.5円、高圧1.2円

国と県の値引き支援について詳しくはこちら(沖縄電力特設ページ)

※託送料金相当額：託送供給等約款の単価により算出した参考値です。

※上記ご請求金額を令和6年4月11日に領収させていただきました。



ご使用実績照会(詳細) 兼 領収証 登録番号 T3360001008565

電気番号	画番号	家番号	枝	CD
	17006	91	1	3
ご使用場所住所	那覇市字安里381 座波ビル 1-D			
ご契約者名	普久原 朝日			
ご契約種別	従量電灯			

請求年月	令和6年5月	ご請求金額	6,377円
ご利用期間	4月5日～5月6日	消費税(10%)等相当額(再掲)	579円
今月検針日	5月7日	ご請求金額内訳	
翌月検針日	6月6日	最低料金	643円05銭
お支払期日	6月6日	第一段階料金	4,422円
お支払方法	請求書払い	第二段階料金	3,613円46銭
電気ご使用量		電力量料金 計	8,035円46銭
最低料金分 (0～10kWh)	10 kWh	燃料費等調整額	-2,994円93銭
第一段階 (10kWh超～120kWh)	110 kWh	料金	5,683円
第二段階 (120kWh超～300kWh)	79 kWh	再エネ賦課金	694円
第三段階 (300kWh超)	0 kWh	課税対象額10%	6,377円
※日割りの場合は、上記()内の使用電力量の範囲が異なります。		課税対象外	0円

(参考)

託送料金相当額 2,523円

国と県の支援により使用料1kWhあたり以下のとおり値引きしております。

<国の支援>

令和6年2月分～5月分：低圧3.5円、高圧1.8円

<沖縄料金対策>

令和6年2月分～5月分：低圧1.5円、高圧1.2円

国と県の値引き支援について詳しくはこちら(沖縄電力特設ページ)

※託送料金相当額：託送供給等約款の単価により算出した参考値です。

※上記ご請求金額を令和6年6月6日に領収させていただきました。



ご使用実績照会(詳細) 兼 領収証 登録番号 T3360001008565

電気番号	画番号	家番号	枝	CD
	17006	91	1	3
ご使用場所住所	那覇市宇安里381 座波ビル 1-D			
ご契約者名	普久原 朝日			
ご契約種別	従量電灯			

請求年月	令和6年6月	ご請求金額	4,457円
ご利用期間	5月7日～6月5日	消費税(10%)等相当額(再掲)	405円
今月検針日	6月6日	ご請求金額内訳	
翌月検針日	7月5日	最低料金	643円05銭
お支払期日	7月8日		
お支払方法	請求書払い	第一段階料金	4,422円
		第二段階料金	640円36銭
		電力量料金 計	5,062円36銭
		燃料費等調整額	-1,715円14銭
		料金	3,990円
		再エネ賦課金	467円
		課税対象額10%	4,457円
		課税対象外	0円

■電気ご使用量

最低料金分 (0～10kWh)	10 kWh
第一段階 (10kWh超～120kWh)	110 kWh
第二段階 (120kWh超～300kWh)	14 kWh
第三段階 (300kWh超)	0 kWh

※日割りの場合は、上記 () 内の使用電力量の範囲が異なります。

(参考)

託送料金相当額 1,699円

国と県の支援により使用料1 kWhあたり以下のとおり値引きしております。

<国の支援>

令和6年6月分：低圧1.8円、高圧0.9円

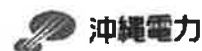
<沖縄料金対策>

令和6年6月分：低圧0.7円、高圧0.6円

国と県の値引き支援について詳しくはこちら(沖縄電力特設ページ)

※託送料金相当額：託送供給等約款の単価により算出した参考値です。

※上記ご請求金額を令和6年6月26日に領収させていただきました。



ご使用実績照会(詳細) 兼 領収証 登録番号 T3360001008565

電気番号	画番号	家番号	枝	CD
	17006	91	1	3
ご使用場所住所	那覇市字安里381 座波ビル 1-D			
ご契約者名	菅久原 朝日			
ご契約種別	従量電灯			

請求年月	令和6年7月	ご請求金額	7,801円
ご利用期間	6月6日～7月4日	消費税(10%)等相当額(再掲)	709円
今月検針日	7月5日	ご請求金額内訳	
翌月検針日	8月6日	最低料金	643円05銭
お支払期日	8月5日	第一段階料金	4,422円
お支払方法	請求書払い	第二段階料金	4,208円08銭
電気ご使用量		電力量料金 計	8,630円08銭
最低料金分 (0～10kWh)	10 kWh	燃料費等調整額	-2,211円07銭
第一段階 (10kWh超～120kWh)	110 kWh	料金	7,062円
第二段階 (120kWh超～300kWh)	92 kWh	再エネ賦課金	739円
第三段階 (300kWh超)	0 kWh	課税対象額10%	7,801円
※日割りの場合は、上記 () 内の使用電力量の範囲が異なります。		課税対象外	0円

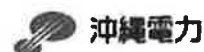
※日割りの場合は、上記()内の使用電力量の範囲が異なります。

(参考)

託送料金相当額 2,688円

※託送料金相当額：託送供給等約款の単価により算出した参考値です。

※上記ご請求金額を令和6年8月8日に領収させていただきました。



ご使用実績照会(詳細) 兼 領収証 登録番号 T3360001008565

電気番号	図番号	家番号	枝	CD
	17006	91	1	3
ご使用場所住所	那覇市宇安里381 座波ビル 1-D			
ご契約者名	普久原 朝日			
ご契約種別	従量電灯			

請求年月	令和6年8月	ご請求金額	9,200円
ご利用期間	7月5日～8月5日	消費税(10%)等相当額(再掲)	836円
今月検針日	8月6日	ご請求金額内訳	
翌月検針日	9月6日	最低料金	643円05銭
お支払期日	9月5日	第一段階料金	4,422円
お支払方法	請求書払い	第二段階料金	5,900円46銭
■電気ご使用量		電力量料金 計	10,322円46銭
最低料金分 (0～10kWh)	10 kWh	燃料費等調整額	-2,634円27銭
第一段階 (10kWh超～120kWh)	110 kWh	料金	8,331円
第二段階 (120kWh超～300kWh)	129 kWh	再エネ賦課金	869円
第三段階 (300kWh超)	0 kWh	課税対象額10%	9,200円
※日割りの場合は、上記()内の使用電力量の範囲が異なります。		課税対象外	0円
(参考)			
託送料金相当額	3,157円		

※託送料金相当額：託送供給等約款の単価により算出した参考値です。
 ※上記ご請求金額を令和6年8月22日に領収させていただきました。



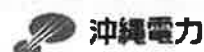
ご使用実績照会(詳細) 兼 領収証 登録番号 T3360001008565

電気番号	面番号	家番号	枝	CD
	17006	91	1	3
ご使用場所住所	那覇市宇安屋381 座波ビル 1-D			
ご契約者名	普久原 朝日			
ご契約種別	従量電灯			

請求年月	令和6年9月	ご請求金額	8,883円
ご利用期間	8月6日～9月5日	消費税(10%)等相当額(再掲)	807円
今月検針日	9月6日	ご請求金額内訳	
翌月検針日	10月5日	最低料金	643円05銭
お支払期日	10月7日	第一段階料金	4,422円
お支払方法	請求書払い	第二段階料金	6,769円52銭
電気ご使用量		電力量料金 計	11,191円52銭
最低料金分 (0～10kWh)	10 kWh	燃料費等調整額	-3,885円91銭
第一段階 (10kWh超～120kWh)	110 kWh	料金	7,948円
第二段階 (120kWh超～300kWh)	148 kWh	再エネ賦課金	935円
第三段階 (300kWh超)	0 kWh	課税対象額10%	8,883円
※日割りの場合は、上記 () 内の使用電力量の範囲が異なります。		課税対象外	0円
(参考)			
託送料金相当額		3,398円	

※日割りの場合は、上記()内の使用電力量の範囲が異なります。

※託送料金相当額：託送供給等約款の単価により算出した参考値です。
 ※上記ご請求金額を令和6年9月17日に領収させていただきました。



ご使用実績照会(詳細) 兼 領収証 登録番号 T3360001008565

電気番号	画番号	家番号	枝	CD
	17006	91	1	3
ご使用場所住所	那覇市字安里381 座波ビル 1-D			
ご契約者名	普久原 朝日			
ご契約種別	従量電灯			

請求年月	令和6年10月	ご請求金額	5,858円
ご利用期間	9月6日～10月4日	消費税(10%)等相当額(再掲)	532円
今月検針日	10月5日	ご請求金額内訳	
翌月検針日	11月6日	最低料金	643円05銭
お支払期日	11月5日		
お支払方法	請求書払い	第一段階料金	4,422円
		第二段階料金	2,744円40銭
		電力量料金 計	7,166円40銭
		燃料費等調整額	-2,579円29銭
		料金	5,230円
		再エネ賦課金	628円
		課税対象額10%	5,858円
		課税対象外	0円
※日割りの場合は、上記（ ）内の使用電力量の範囲が異なります。			
(参考)			
託送料金相当額		2,282円	

※託送料金相当額：託送供給等約款の単価により算出した参考値です。
 ※上記ご請求金額を令和6年10月11日に領収させていただきました。



ご使用実績照会(詳細) 兼 領収証 登録番号 T3360001008565

電気番号	画番号	家番号	枝	CD
	17006	91	1	3
ご使用場所住所	那覇市字安里381 座波ビル 1-D			
ご契約者名	菅久原 朝日			
ご契約種別	従量電灯			

請求年月	令和6年11月	ご請求金額	7,055円
ご利用期間	10月5日～11月5日	消費税(10%)等相当額(再掲)	641円
今月検針日	11月6日	ご請求金額内訳	
翌月検針日	12月6日	最低料金	643円05銭
お支払期日	12月6日	第一段階料金	4,422円
お支払方法	請求書払い	第二段階料金	3,933円64銭
■電気ご使用量		電力量料金 計	8,355円64銭
最低料金分 (0～10kWh)	10 kWh	燃料費等調整額	-2,661円48銭
第一段階 (10kWh超～120kWh)	110 kWh	料金	6,337円
第二段階 (120kWh超～300kWh)	86 kWh	再エネ賦課金	718円
第三段階 (300kWh超)	0 kWh	課税対象額10%	7,055円
※日割りの場合は、上記 () 内の使用電力量の範囲が異なります。		課税対象外	0円
(参考)			
託送料金相当額			2,612円

※託送料金相当額：託送供給等約款の単価により算出した参考値です。
 ※上記ご請求金額を令和6年11月11日に領収させていただきました。



ご使用実績照会(詳細) 兼 領収証 登録番号 T3360001008565

電気番号	画番号	家番号	枝	CD
	17006	91	1	3
ご使用場所住所	那覇市宇安里381 座波ビル 1-D			
ご契約者名	菅久原 朝日			
ご契約種別	従量電灯			

請求年月	令和6年12月	ご請求金額	5,647円
ご利用期間	11月6日～12月5日	消費税(10%)等相当額(再掲)	513円
今月検針日	12月6日	ご請求金額内訳	
翌月検針日	1月9日	最低料金	643円05銭
お支払期日	1月6日	第一段階料金	4,422円
お支払方法	請求書払い	第二段階料金	1,738円12銭
■電気ご使用量		電力量料金 計	6,160円12銭
最低料金分 (0～10kWh)	10 kWh	燃料費等調整額	-1,706円26銭
第一段階 (10kWh超～120kWh)	110 kWh	料金	5,096円
第二段階 (120kWh超～300kWh)	38 kWh	再エネ賦課金	551円
第三段階 (300kWh超)	0 kWh	課税対象額10%	5,647円
※日割りの場合は、上記 () 内の使用電力量の範囲が異なります。		課税対象外	0円
(参考)			
託送料金相当額	2,003円		

※託送料金相当額：託送供給等約款の単価により算出した参考値です。

※上記ご請求金額を令和6年12月14日に領収させていただきました。



ご使用実績照会(詳細) 兼 領収証 登録番号 T3360001008565

電気番号	區番号	家番号	枝	CD
	17006	91	1	3
ご使用場所住所	那覇市宇安里381 座波ビル 1-D			
ご契約者名	普久原 朝日			
ご契約種別	従量電灯			

請求年月	令和7年1月	ご請求金額	6,459円
ご利用期間	12月6日～1月8日	消費税(10%)等相当額(再掲)	587円
今月検針日	1月9日	ご請求金額内訳	
翌月検針日	2月6日	最低料金	643円05銭
お支払期日	2月10日	第一段階料金	4,422円
お支払方法	請求書払い	第二段階料金	2,790円14銭
電気がご使用量 最低料金分 (0～10kWh) 10 kWh 第一段階 (10kWh超～120kWh) 110 kWh 第二段階 (120kWh超～300kWh) 61 kWh 第三段階 (300kWh超) 0 kWh		電力量料金 計	7,212円14銭
		燃料費等調整額	-2,027円08銭
		料金	5,828円
		再エネ賦課金	631円
		課税対象額10%	6,459円
		課税対象外	0円

※日割りの場合は、上記()内の使用電力量の範囲が異なります。

(参考)

託送料金相当額 2,295円

※託送料金相当額：託送供給等約款の単価により算出した参考値です。
 ※上記ご請求金額を令和7年1月22日に領収させていただきました。



ご使用実績照会(詳細) 兼 領収証 登録番号 T3360001008565

電気番号	面番号	家番号	枝	CD
	17006	91	1	3
ご使用場所住所	那覇市宇安屋381 座波ビル 1-D			
ご契約者名	普久原 朝日			
ご契約種別	従量電灯			

請求年月	令和7年2月	ご請求金額	4,372円
ご利用期間	1月9日～2月5日	消費税(10%)等相当額(再掲)	397円
今月検針日	2月6日	ご請求金額内訳	
翌月検針日	3月6日	最低料金	643円05銭
お支払期日	3月10日	第一段階料金	4,422円
お支払方法	請求書払い	第二段階料金	686円10銭

■電気ご使用量	
最低料金分 (0～10kWh)	10 kWh
第一段階 (10kWh超～120kWh)	110 kWh
第二段階 (120kWh超～300kWh)	15 kWh
第三段階 (300kWh超)	0 kWh

※日割りの場合は、上記()内の使用電力量の範囲が異なります。

(参考)	
託送料金相当額	1,711円

電力量料金 計	5,108円10銭
燃料費等調整額	-1,849円50銭
料金	3,901円
再エネ賦課金	471円
課税対象額10%	4,372円
課税対象外	0円

※託送料金相当額：託送供給等約款の単価により算出した参考値です。
 ※上記ご請求金額を令和7年2月16日に領収させていただきました。



ご使用実績照会(詳細) 兼 領収証 登録番号 T3360001008565

電気番号	面番号	家番号	枝	CD
	17006	91	1	3
ご使用場所住所	那覇市宇安里381 座波ビル 1-D			
ご契約者名	菅久原 朝日			
ご契約種別	従量電灯			

請求年月	令和7年3月	ご請求金額	3,895円
ご利用期間	2月6日～3月5日	消費税(10%)等相当額(再掲)	354円
今月検針日	3月6日	ご請求金額内訳	
翌月検針日	4月5日	最低料金	643円05銭
お支払期日	4月7日	第一段階料金	4,422円
お支払方法	請求書払い	第二段階料金	45円74銭
電気ご使用量 最低料金分 (0～10kWh) 10 kWh 第一段階 (10kWh超～120kWh) 110 kWh 第二段階 (120kWh超～300kWh) 1 kWh 第三段階 (300kWh超) 0 kWh		電力量料金 計	4,467円74銭
		燃料費等調整額	-1,637円08銭
		料金	3,473円
		再工本賦課金	422円
		課税対象額10%	3,895円
		課税対象外	0円

※日割りの場合は、上記()内の使用電力量の範囲が異なります。

(参考)

託送料金相当額 1,534円

※託送料金相当額：託送供給等約款の単価により算出した参考値です。
 ※上記ご請求金額を令和7年4月1日に領収させていただきました。

